

令和 3 年 6 月 18 日

保護者 各位

保護者の雇用主 各位

市内認可保育施設、小規模保育施設、認定こども園 各位

宜野湾市長 松川 正則

(公印省略)

登園自粛の協力依頼および保育料の日割りの終了について

登園自粛の協力依頼および保育料の日割りを

令和 3 年 6 月 20 日（日）で終了します。

宜野湾市では、県立高校及び小中学校の臨時休校が実施された令和 3 年 6 月 8 日から 6 月 20 日までの間、登園自粛の協力をお願いし登園自粛された場合の保育料を日割り計算し、減額しておりました。

6 月 17 日（木）に国による緊急事態宣言の延長がなされ、7 月 11 日（日）までとなりましたが、県立高校及び小中学校の臨時休校は 6 月 20 日（日）で解除されることとなりました。

宜野湾市では県立高校及び小中学校の再開にあわせて、登園自粛要請を 6 月 20 日（日）で終了し、21 日（月）からは通常の保育を再開することとし、保育料の日割り計算による減免を終了することといたしました。

※保育料の日割りによる減免は終了しますが、感染拡大防止のため家庭保育が可能な世帯におかれましては家庭保育のご協力をお願いいたします。

※感染症予防のため、マスクの着用や手洗いなど、引き続きひとりひとりの基本的な感染症対策への取り組みをお願いいたします。

お問い合わせ先

宜野湾市役所子育て支援課 保育児童係 電話 098-893-4411 内線 3311・3312